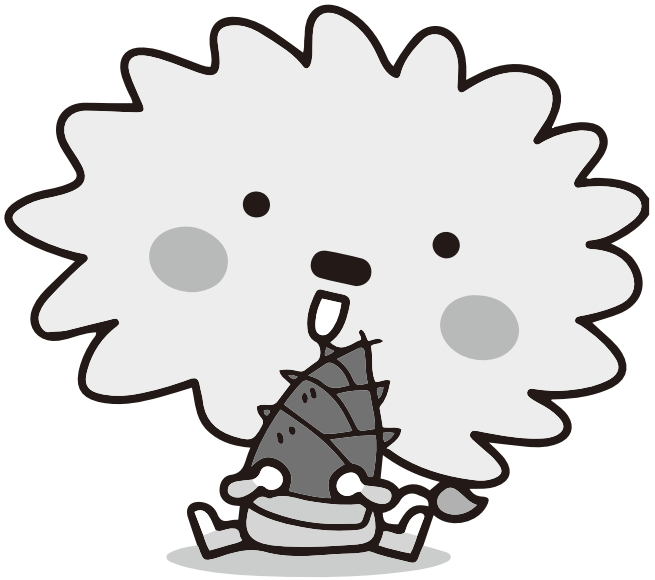
令和９年度

保育所等入所申込みのてびき



阿南市こども保育課

目　　次

○ 保育所とは …… 1

○ 申請の流れ …… 1 ～ 2

1　入所申込みの受付期間等

2　入所等までの流れ

○ 入所申込みができる要件 …… 2 ～ 3

○ 子どものための教育・保育給付認定について …… 3 ～ 7

1　認定区分について　　2　保育認定の要件・有効期間

3　保育必要量（２号認定、３号認定）・利用時間・延長保育について

○ 入所申込みに必要なもの（すべての申請者に必要な書類）…… 7 ～ 9

○ 入所申込みについての注意事項 …… 9

1　申込書記入上の注意点

2　押印のない書類に関するお願い・ご注意について

○ 広域での入所の際に必要な書類（一部の申請者に必要な書類）…… 10

1　住民票のある市区町村以外の保育所等を利用する場合

○ 転入・転出の際に必要な書類（一部の申請者に必要な書類）…… 11

1　阿南市に引っ越し（転入）予定の方が、阿南市内の保育所等の利用を申込む場合

2　阿南市外に引っ越し（転出）予定の場合

○ 保育料等の負担軽減について …… 12

○ 入所（園）後について …… 13

1　慣らし保育について　　2　保育所等の転所（園）について

3　保育所等の退所（園）について　　4　土曜日の保育についてのお願い

○ 世帯状況・申請内容に変更があった場合 …… 14

○ 記入例（申込書）…… 15

○ 保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所一覧表 …… 16 ～ 19

○ よくある質問 …… 19

○ 保育所等の所在地 …… 20

保育所とは

保育所とは保護者のみなさんが、いろいろな事情のためにお子さんの保育をすることができないような状態にあるとき、保護者に代わりお子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に保育を行う施設です。

このてびき中、保育所等とは、保育所（園）のほか、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所が含まれます。民間の認可外保育施設については、各施設へお問い合わせください。

申請の流れ

1　入所申込みの受付期間等

<table>
<tr><th colspan="2">申 込 み 対 象 者</th></tr>
<tr><td colspan="2">保育所等及び公立の認定こども園幼稚園部分（17ページ参考）に入所を希望する方
認定こども園幼稚園部分から保育所部分へ切り替える方</td></tr>
<tr><th>入所希望の時期</th><th>受　付　期　間</th></tr>
<tr><td>令和９年４月１日入所</td><td>令和８年11月２日㈪から令和８年11月13日㈮まで
※上記期間以降も令和９年３月15日㈰までは、４月入所の申込みができますが、令和８年11月13日㈮までに申込みされた方を先に利用調整します。</td></tr>
<tr><td>令和９年度途中入所</td><td>入所希望する月の前月15日まで
（15日が土曜日、日曜日、祝日、振替休日の場合は、直前の平日まで。）</td></tr>
<tr><th colspan="2">申請の受付場所・時間</th></tr>
<tr><td>第１希望の保育所等又はこども保育課（市役所１階）
※予約優先</td><td>月～金、午前８時30分～午後５時</td></tr>
<tr><th colspan="2">入　所　決　定</th></tr>
<tr><td>４月入所　令和９年２月中旬以降</td><td>途中入所　入所希望月の前月下旬</td></tr>
<tr><th colspan="2">申請に係る注意事項</th></tr>
<tr><td colspan="2">・保育所等への入所は毎月１日からとなります（月途中からの入所不可）。
・医療的ケアが必要なお子さんの入所の申請は、こども保育課で受付します。申請にあたり、「保育所等における医療的ケア児受入れに関するガイドライン」（阿南市）を併せてご覧ください。
・阿南市に住民票のある方で、阿南市外の保育所等の利用を申込む場合の受付場所は、こども保育課となります。
・阿南市外に住民票のある方で阿南市内の保育所等の利用を申込む場合は、住民票がある市区町村の保育所等入所担当課で申請してください。
・年度途中の各保育所等の空き状況については、阿南市ホームページ及びこども保育課で毎月５日前後に公開しています。（４月入所の空き状況は公開していません。）</td></tr>
</table>

2　入所等までの流れ

①　令和９年４月１日入所

申請書等提出 → 第１希望保育所等で面接 → 利用調整 → 保育所入所承諾書 → 入所説明 → 入所

②　年度途中入所

申請書等提出 → 利用調整 → 結果の電話 → 保育所入所承諾書 → 入所説明 → 入所

③　入所保留（待機）

申請書等提出 → 利用調整 → 結果の電話 → 入所保留通知書 → 入所可能であれば電話

（１回のみ発行、年度末まで有効）

※待機の場合について、詳しくは、よくある質問（19ページ(4)）をご覧ください。
※利用調整時に連絡がつながらない場合は、入所の決定を取り消す場合があります。

入所申込みができる要件

保育所等へ入所申込みができるのは、保護者が阿南市に居住し、住民登録（外国人を含む）されている家庭で、保護者のいずれもが次の各号に該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合です。

【認定条件】

⑴　居宅内外で１か月48時間以上就労していること。
⑵　妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
⑶　病気やけが又は心身の障がいを有していること。
⑷　同居又は長期入院等している親族を介護・看護していること。
⑸　震災、風水害、火災又はその他の災害復旧にあたっていること。
⑹　求職活動中であること（※入所期間は３か月を限度とします。）。
⑺　就学していること。
⑻　虐待やＤＶのおそれがあること。
⑼　育児休業取得時に、既に保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要な事由があること。
⑽　その他、上記に類すると市長が認める状態にあること。

※　入所を希望する児童に心身の障がいがあると思われる場合は、受け入れ体制等を考慮する必要があります。申込みの時に必ずお申し出ください。

※　「集団教育に慣れさせたい」「遊ぶ場所づくり」というような理由だけでは入所できません。幼稚園、認定こども園幼稚園部分、各園の開放保育・園庭開放及びこども誰でも通園をご利用ください。（詳しくは別紙：阿南市子育て支援情報）

上記「保育所等へ入所申込みができる要件」により申込みされても、次のような場合には入所できないことがあります。あらかじめご承知ください。

⑴　申込内容に虚偽があった場合。

⑵　希望者が多数いるため、定員や保育士数等に余裕が無い場合。
（第２希望、第３希望の保育所等に入所決定する場合もあります。）

⑶　保育所等へ入所できる要件の該当理由により、保育の実施期間の希望に添えない場合。

子どものための教育・保育給付認定について

1　認定区分について

保育所等での保育を希望される場合、保育の利用の必要性の認定を受けていただきます。

阿南市では、保育の必要性の認定書類と保育所等入所申込書を１つにまとめていますので、別に申請していただく必要はありません。

申請に基づき、市が下記の３つの認定区分により、審査・認定を行い、支給認定決定通知書を発行します。

認定区分	対　象　児　童	利用可能施設
１号認定	満３歳（※）以上で幼稚園等での教育を希望 （※公立認定こども園幼稚園部分は４歳児から）	幼稚園、 認定こども園幼稚園部分
２号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	保育所（園）、認定こども園
３号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	保育所（園）、小規模保育事業所、認定こども園

※　阿南市では原則、支給認定決定通知書により認定内容を通知するため、支給認定証の交付は行いません。支給認定証の交付を希望される場合は、「支給認定証交付申請書」により申請してください。

※　阿南市外へ転出される場合は、阿南市での支給認定を解除し、転出先の市町村で再認定が必要となります。（阿南市内の施設を引き続き利用する場合においても、必要です。）（11 ページ２⑴参考）

転出日によっては手続きの都合上、保育所等の利用に不都合が生じることがあるため、速やかに入所施設又はこども保育課へ申し出てください。

2　保育認定の要件・有効期間

<table>
<tr><td rowspan="2">【認定要件】
（保育を必要とする事由）</td><td colspan="2">認定の有効期間</td></tr>
<tr><td>２号認定</td><td>３号認定</td></tr>
<tr><td>就労（注１）</td><td rowspan="6">小学校就学前まで</td><td rowspan="3">満３歳に達するまで
（3→2号の切り替えは手続き不要）</td></tr>
<tr><td>疾病・障がい</td></tr>
<tr><td>介護・看護</td></tr>
<tr><td>災害復旧</td><td colspan="2" rowspan="3">※更新のない有期契約での就労の場合や、
疾病の療養見込期間等がある場合には、その期間のみ認定</td></tr>
<tr><td>虐待・ＤＶ</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td>妊娠・出産（注２）</td><td colspan="2">出産予定日から８週前の期間中の１日を含む月初から、出産（予定）日の翌日から８週後の日が含まれる月の月末まで</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td colspan="2">認定開始日から90日後の日が含まれる月の月末まで</td></tr>
<tr><td>就学</td><td colspan="2">卒業・修了予定日を含む月末まで</td></tr>
<tr><td>育児休業（注３）</td><td colspan="2">育児休業の取得期間まで（ただし、育児休業の対象となる児童が満１歳に達する日の属する月末までを限度）</td></tr>
</table>

（注１）　育児休業からの復職日

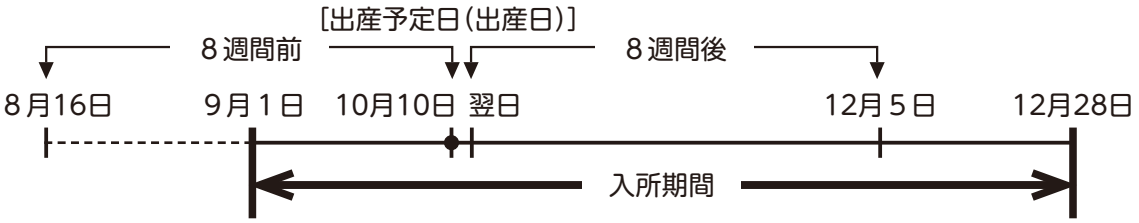
入所月の翌月１日からカウントして15日目（日、土、祝日、振替休日、年末年始を除く）までに復職ください。令和９年度の各月の復帰日は次のとおりです。

入所月	復　帰　日	入所月	復　帰　日
４月	５月26日まで	10月	11月22日まで
５月	６月21日まで	11月	12月21日まで
６月	７月22日まで	12月	１月25日まで
７月	８月23日まで	１月	２月22日まで
８月	９月22日まで	２月	３月22日まで
９月	10月22日まで	３月	４月21日まで

（注２）　妊娠・出産の認定について

妊娠・出産での入所は、出産前は出産予定日から８週間前の期間中の１日を含む月初から、出産後は出産日の翌日から８週間後の日が含まれる月の末日までの入所となります。（※保育所は毎月１日からの入所となります）

例）10月10日が出産（予定）日の場合、9月１日から12月28日まで入所可能です。



※１　就労等その他の理由による認定を受けているときであっても、保護者が妊娠・出産した場合、上記期間中は、妊娠・出産の認定となります。

※２　妊娠・出産認定終了後も継続して保育が必要な場合は、14ページ記載の保育必要性認定の変更申請が必要です。妊娠・出産認定終了月末日までに、教育・保育認定変更申請書及び保育必要性認定書類を提出してください。

※３　入所申込児童の世帯に、妊娠・出産認定の終了により退所した子がいる場合は、入所申込時に妊娠･出産認定終了により退所した旨をお伝えください。

（注３）　育児休業中の継続利用について

阿南市においては、育児休業中をもって保育が必要な要件と認めていませんが、次の**④項目を全て満たす場合**は、出産認定終了後も育児休業に係る子ども（＝下の子）が１歳の誕生日を含む月末まで、現在の施設を利用することができます。※１

また、育児休業に係る子ども（＝下の子）が１歳になる年度において、継続入所中の子ども（＝上の子）が５歳児である場合は、継続して保育所等を利用することができます。

【育児休業認定要件】

① 保護者が育児休業を取得し、育児休業中も就労先との雇用契約が継続しており、育児休業終了後に復職することが決まっていること

② 小学校を控えているなど、児童の発達上環境変化に留意する必要があること

③ **保護者の出産日の２か月より前から現在の施設を継続して利用していること**

④ 出産認定終了後も引き続き現在の施設を利用すること　※２

※１　育児休業に係る子どもが１歳の誕生日において、保育所等への入所申請をしているにもかかわらず、入所できない場合は、６か月の育児休業延長により、最長２歳の誕生日を含む月末まで、継続入所中の子どもは、保育を継続利用できます。**また、育児休業に係る子どもの入所申込みをする場合は、第１希望から第３希望まで記入することを要します。**

※２　年齢到達により卒園する場合を除きます。

3　保育必要量（２号認定、３号認定）・利用時間・延長保育について

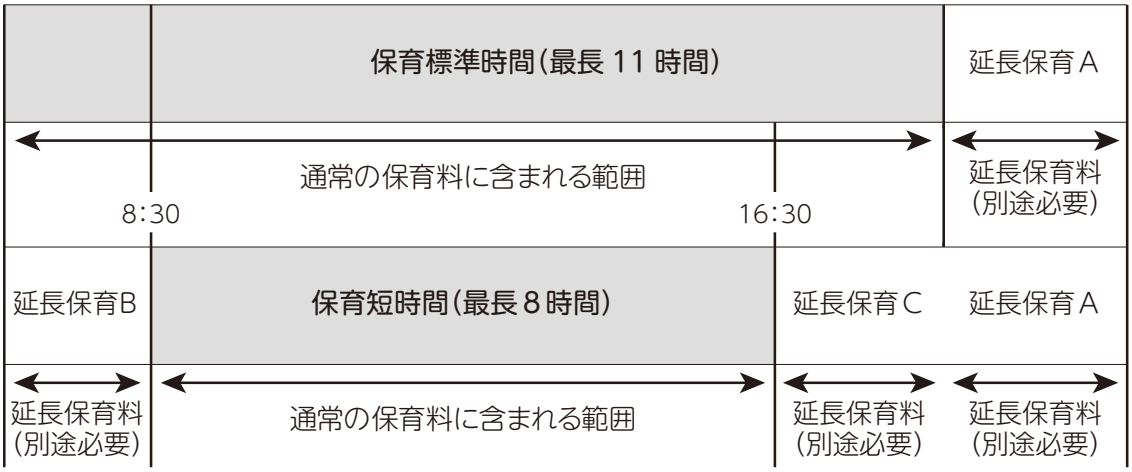
⑴　保育必要量

２号認定、３号認定を受ける方は、保育の必要量によって、次のいずれかの保育時間になります。

保育の必要量	利用時間	認　定　要　件
保育標準時間	最大11時間	就労（介護、看護、就学）時間が**月120時間以上** 妊娠・出産、疾病・障がい、虐待・DV など
保育短時間	最大８時間	就労（介護、看護、就学）時間が**月48時間以上120時間未満**、 求職活動中、育児休業取得時の継続利用

※　保育短時間に該当するときでも、勤務等の開始時間又は終了時間により保育標準時間の利用が可能になる場合があります。

⑵　利用時間



※　保育標準時間認定で７時30分から８時30分までの間及び17時15分から18時までの間の保育を希望する場合には、事前に保育所等にご相談ください。

⑶　延長保育

保育必要量の認定区分を超えて延長保育を利用する場合、別途延長保育料が必要になります。

①保育標準時間を超えて利用する場合（＝延長保育 A）

曜日	実施施設	延長保育時間	延長保育料
月～金	宝田こどもセンター 橘こどもセンター	18時00分～19時00分	登録料1,000円（年１回） 延長保育料200円（１日につき）

②保育短時間を超えて利用する場合（＝延長保育 B、C）

曜日	実施施設	延長保育時間	延長保育料
月～金	公立保育所･認定こども園	7時30分～8時30分	延長保育料200円（１日につき）
		16時30分～18時00分	

※　私立保育園、私立認定こども園、私立小規模保育事業所の延長保育については、施設ごとに実施時間帯、料金が異なります。入園を希望する施設にお問い合わせください。

入所申込みに必要なもの（すべての申請者に必要な書類）

申込締切日時点において提出されている書類をもとに利用調整します。
必要な書類が提出できていないときは、入所の承諾をできない場合があります。

□　保育所等入所申込書（兼子どものための教育保育給付認定申請書兼現況届）
　申込児童１人につき１枚（配布場所：保育所等、こども保育課）

□　児童票Ⅰ
　申込児童１人につき１枚（配布場所：保育所等、こども保育課）

□　保育必要性認定書類
　児童の父母それぞれについて、保育必要理由に応じた書類が必要です。下記の表をご確認ください。保護者が父母以外の場合も同様に書類の添付が必要です。
　１号認定を希望する場合、保育必要性認定書類の添付は不要です。

認定事由	必要書類	チェック欄	
		父	母
就　労	◆就労証明書　（証明日が直近３か月以内のもの） ※自営業・内職の方は、開業届や収入が分かる書類が必要	□	□
妊娠・出産	◆母子手帳の写し（母の氏名､出産予定日の記入があるページ）	□	□
疾病・障がい	◆疾病、介護、看護状況申告書 ※障害者手帳の写し、医師の診断書など	□	□
介護・看護	◆疾病、介護、看護状況申告書 ◆介護、看護状況申告書（追加書類）	□	□
求職活動	◆求職活動状況申告書	□	□
就　学	◆在学証明書　（在学期間・受講時間帯の記載がない場合はカリキュラムを添付）	□	□
虐待・ＤＶ	◆保護証明、県こども女性相談センター等の証明書など	□	□

育 児 休 業	◆就労証明書　（証明日が直近３か月以内のもの） ※「育児休業」・「復職（予定）年月日」の各欄への記載が必要 ◆育児休業に係る保育所等の継続利用申立書	□	□
そ　の　他	◆認定を必要とすることを証明する書類	□	□

※１　ひとり親世帯の場合は戸籍謄本の提出が必要です。（ただし、児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可能です。）
※２　複数児童の申請をする場合は、１部原本があれば、他の申請児童はコピーで代用可能です。
※３　求職活動中の場合は、勤務先が内定後、速やかに就労証明書を提出してください。
※４　医療的ケアの実施を申し込まれる場合は、「保育所等における医療的ケア児受入れに関するガイドライン」（阿南市）に基づいて、医療的ケア実施申込書一式を提出してください。

□　**個人番号確認書類、本人確認書類、委任状（申込みのときに持ってきてください。）**

⑴　保護者本人が申込みに来るとき

①　保護者本人の個人番号及び本人確認ができる書類が必要です。

②　保護者以外の世帯員の個人番号は、誤りのないよう事前にご記入をお願いします。

⑵　代理人（保護者以外）が申込みに来るとき

例：申込みに来られる方が祖父母、知人の場合など。

①　保護者からの**委任状が必要です。**

②　代理人の方は、代理人自身の本人確認ができる書類が必要です。

③　保護者の個人番号が確認できる書類を持ってきてください。

※代理人が申込みに来るときのみ、保護者の個人番号が確認できる書類はコピーでも大丈夫です。個人番号カード、通知カードの場合は、カードの両面をコピーしたものを持ってきてください。

◆個人番号が確認できる書類（いずれか１つ）

- 個人番号カード
- 個人番号入りの住民票
- 通知カード（※最新の住所、氏名が記載されているもの）

◆本人確認ができる書類

①　写真表示のあるもの（いずれか１つ）
　個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など

②　写真表示のないもの（いずれかのうち２つ必要）
　年金手帳、児童扶養手当証書、医療費受給者証など

※　通知カードについて

法律の改正により、通知カードは令和２年５月25日に廃止されました。

廃止後は、お持ちのカードに最新の住所、氏名が記載されている場合に限り、引き続き個人番号を証明する書類として使えます。

届け出いただいた個人番号は、子ども・子育て支援法による「子どものための教育・保育給付の支給に関する事務」にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

入所申込みについての注意事項

1　申込書記入上の注意点

⑴　保育所等入所申込書は、黒ボールペンで記入してください。（消せるペンは不可）

⑵　記入内容を訂正される場合は、訂正箇所に二重線をひき、書き直してください。修正テープ等は使わないようお願いいたします。

⑶　申込書は、入所を希望する児童につき１枚使用してください。重複申込み（申込書を２か所以上の保育所等に提出する）はできません。ただし、幼稚園、私立認定こども園幼稚園部分については併願できます。

⑷　「①世帯の状況」内の「児童の世帯員」の欄は、同居者全員を記入してください。児童の父母兄弟姉妹は別居の場合でも記入してください。

⑸　「③保育の利用を必要とする理由」の欄は、認定要件（４ページ）の欄をよく読み児童の保育を必要とする理由に○をつけてください。

⑹　入所児童や世帯員の年齢は**令和９年４月１日現在の年齢で記入してください。**

2　押印のない書類に関するお願い・ご注意について

押印のない就労証明書等に関するお願い
申請に必要な書類については、行政手続等における市民の負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的として、**押印不要としています。** このことから、就労証明書等への会社等の押印は必要ありませんが、内容の正確性を確保するため、**その記載内容に不明な点がある場合は、こども保育課から事業所等に内容確認を行う場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

広域での入所の際に必要な書類（一部の申請者に必要な書類）

次の世帯状況に当てはまる方は、次の必要書類を申込書と併せて提出してください。

1　住民票のある市区町村以外の保育所等を利用する場合

⑴　阿南市外に住民票のある方が、阿南市内の保育所等の利用を申込む場合

〔申込みができる方〕

①　里帰り出産をする場合

②　保護者の勤務地が阿南市にあり、住所地の保育所等では送迎に無理が生じる場合

③　阿南市内に在住の祖父母等が保護者に代わり児童の送迎を行うにあたり、住所地の保育所等では送迎に無理が生じる場合

④　その他、やむを得ない事情がある場合

申込様式	住民票がある市区町村の様式
書類提出先	住民票がある市区町村の保育所等入所担当課
申込締切日	入所希望月の前月15日までに阿南市こども保育課へ入所申込書類が届くよう、住民票のある市区町村の保育施設入所担当課で余裕をもってお申込みください。

※　保育所等への入所は、阿南市内に在住の方（住民票がある方）が優先となります。

⑵　阿南市に住民票のある方が、阿南市外の保育所等の利用を希望される場合

次のことについて、事前に希望の保育所等がある市区町村にご確認ください。

①　市外在住者の入所申込みを受け付けているかどうか

②　希望保育所等の空き状況

③　希望の保育所等がある市区町村の申込受付期間

④　その他、必要書類や入所申込みに関する注意事項

申込様式	阿南市の様式
書類提出先	阿南市こども保育課
申込締切日	希望保育所等がある市区町村が指定する締切日の１週間から10日前まで

転入・転出の際に必要な書類（一部の申請者に必要な書類）

次の世帯状況に当てはまる方は、次の必要書類を申込書と併せて提出してください。

1　阿南市に引っ越し（転入）予定の方が、阿南市内の保育所等の利用を申込む場合

入所申込み方法は、保育所等入所月と転入日により異なります。

⑴　入所（１日）までに阿南市へ住民票を異動させる場合

手続き先、様式、申請期限等	阿南市

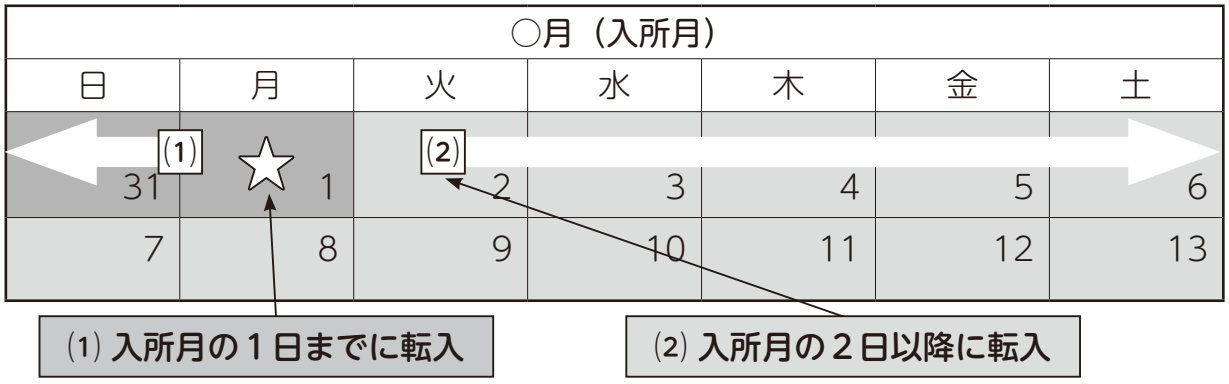
阿南市に住民票のある方と同様に１～10ページのとおりお申込みください。

⑵　入所後（２日）以降に阿南市へ住民票を異動させる場合

手続き先、様式、申請期限等	住民票がある市区町村の保育所等入所担当課

入所後、転入の際に改めて手続きが必要となりますので、転入時期をお知らせください。

（例）"○月"から阿南市の保育所を利用する場合



2　阿南市外に引っ越し（転出）予定の場合

⑴　阿南市内の保育所等を引き続き利用

申込様式	転出先市区町村の様式
書類提出先	転出先市区町村の保育所等入所担当課
申込締切日	入所希望月の前月15日までに阿南市こども保育課へ入所申込書類が届くよう、転出先の保育施設入所担当課で余裕をもってお申込みください。

⑵　転出先の保育所等を利用

申込様式	転出先市区町村の様式
書類提出先	転出先市区町村の保育所等入所担当課
申込締切日	各転出先市区町村の保育所等入所担当課にてご確認ください。

保育料等の負担軽減について

1　保育料について

⑴　３～５歳児及び市区町村民税非課税世帯の０～２歳児の保育料について

幼児教育・保育無償化により、保育料は無料となります。

⑵　０～２歳児の保育料について

阿南市の単独事業により、保育料は無料となります。

⑶　延長保育料及び実費徴収について

市が定めた保育料以外に、延長保育料やその他の実費徴収などがあります。施設ごとに異なりますので各施設にお問い合わせください。

2　副食費について

⑴　３～５歳児について

幼児教育・保育無償化により保育料は無償となりますが、副食費（給食のおかず、おやつ、牛乳代など）は、一部免除対象者を除き徴収対象となっています。

しかしながら、阿南市では無償化の対象とならない方についても独自の補助金を整備し、国の施策である利用料の無償化に上乗せする形で、副食費についても補助することとしています（私立利用者は要申請）。

【対　　象】　阿南市に住所を有する保護者

【補助上限】　月額 5,100円

⑵　０～２歳児について

これまでどおり保育料に含まれる取扱いとなります。

※　他市に住民票のある方については、上記阿南市単独事業の対象から外れるため、保育料や副食費が発生する可能性があります。居住地の市町村入所担当課へお問い合わせください。

入所（園）後について

1　慣らし保育について

保育所等に通い始める児童は、保護者と離れて過ごすことや集団生活にとまどいや不安を持つことがあります。そのため、児童が保育所等での生活に無理なく慣れることを目的として行う保育が慣らし保育です。０～２歳児は４週間、３歳児以上では３週間を基本のスケジュールとしており、最初は１～２時間の保育から始め、給食、昼寝の実施へと徐々に時間を延ばしていきます。しかし、児童によって慣れ具合も違うので、個々の状態に合わせて、保育所と家庭とで相談しながら進めていきます。

なお、勤務等の関係などで短い時間の保育が不都合な場合には、各保育所等にご相談ください。

2　保育所等の転所（園）について

転所（園）を希望する場合、年度当初（４月１日）の申請期間中に、転所（園）したい施設へ新規申請してください。なお、希望する施設へ入所できなかった場合、現在利用中の施設を引き続き利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

3　保育所等の退所（園）について

退所（園）する場合は、退所（園）する日の10日前までに「保育実施解除届出書」を入所中の保育所等へ提出してください。届出書は、各保育所等にあります。

また、保育の必要性の認定期間中に認定要件に該当しなくなった場合、里帰り出産及び疾病などで長期（概ね１か月）にわたり通所（園）しない場合は、認定失効及び保育の実施を解除することがあります。

4　土曜日の保育についてのお願い

労働基準法により、１週間の就労時間は40時間以下とされています。そのため市内の全保育所等においては、保育に支障を来さないよう十分配慮しながら、土曜日は職員が交替で休む勤務体制となっています。

保護者の皆様におかれましては、既に土曜休日を実施されている職場に父母のどちらかが勤務されているか、保護者に代わる大人が家庭にいる等、土曜日に家庭で保育ができるご家庭につきましては、お子さんとのふれあいをより一層深めるためにもご家庭での保育についてご協力をお願いいたします。

世帯状況・申請内容に変更があった場合

認定後に申請内容が変更となった場合（＝住所の変更や、家庭・就労状況の変更等があった場合）は、次の表に記載の書類を証明書類等の添付書類と併せて、速やかに必ず提出してください。（証明書類等の様式は、阿南市ホームページにてダウンロードできます。）

内容の変更		提出が必要な書類
住所変更	父母のうちいずれか一方が住所変更	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
	保護者と児童が市外へ引っ越し	保育実施解除届出書
氏名変更		教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
家族構成の変更	保護者の婚姻（事実婚を含みます）	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届 （※婚姻相手の氏名、マイナンバー記載） 婚姻相手の「就労証明書」等、保育要件書類
	保護者の離婚	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届 戸籍謄本（離婚成立後のもの）
	入所児童の兄姉が保護者の扶養から外れた	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
	入所児童の兄姉が幼稚園等を退園した	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
就労先・時間の変更 就労開始		◆就労証明書　（証明日が直近３か月以内のもの） （※自営業・内職の方は、開業届や収入が分かる書類を後日提出）
妊娠・出産		◆母子手帳のコピー（母の氏名、出産予定日の記入があるページ）
育児休業の取得 （＝上の子の継続利用）		◆就労証明書　（証明日が直近３か月以内のもの） ※保護者がともに育児休業取得する場合は、各自提出が必要 ◆育休に係る保育所継続利用申立書
育休明けで復職する		◆就労証明書（証明日が復職日以降のもの）
疾病・障がい	病気になった	◆疾病、介護、看護状況申告書
	障害者手帳等の交付	◆障害者手帳の写し、医師の診断書など
介護・看護をする		◆疾病、介護、看護状況申告書 ◆介護、看護状況申告書（追加書類）
求職活動（起業準備）をする		◆求職活動状況申告書
虐待・ＤＶ		◆保護証明、県こども女性相談センター等の証明書など
保護者が就学する		◆在学証明書（在学期間・受講時間帯の記載がない場合はカリキュラムを添付）

◆のついたものについては、「教育・保育給付認定変更申請書」と併せてご提出ください。

備付場所：こども保育課または各保育所等（提出場所について同様）

記入例（申込書）

様式第２号（第４条、第７条関係）

令和９年度	市受付印
2 歳児	

保育所等入所申込書
（兼子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届）

阿南市長　殿　次のとおり、子ども・子育て支援法第20条第１項及び第22条に基づく、教育・保育給付の認定の申請及び現況の届出をします。なお、阿南市が入所申込児童の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を閲覧・調査すること、また、その情報に基づき決定した保育料（利用者負担額）についても施設等に対して提示することに同意します。

阿南市福祉事務所長　殿　次のとおり、保育所等への入所申込みをします。　（申込日）令和８年 11 月 ２日

保護者	フリガナ	アナン　イチロウ	連絡先	① 090-1111-2222	(父)・母・自宅
	氏名	阿南　一郎		② 090-2222-3333	父 (母)・自宅
	住所	〒 774-8501　阿南市 富岡町 トノ町 １２ 番地 ３		③ 0884-22-1111	父・母 (自宅)
		（入所希望日現在）			

申請児童	フリガナ	アナン　タロウ	保護者との続柄	生　年　月　日	令和９年４月１日現在
	氏名	阿南　太郎	子	令和６年　４月　２日	２　歳
性別		(男)・女	個人番号(マイナンバー)	１１１１　２２２２　３３３３	
申込時に入所中の場合				なし　保育所(園)　こどもセンター	

申込時に保育所等に入所していない場合は、「なし」を記入してください。

①世帯の状況（申請児童を除く、同居者全員記入。ただし、児童の父母兄弟姉妹は別居の場合でも記入。

		フリガナ 氏名	児童との続柄	性別	生年月日	年齢、勤務先、学校、保育所等 令和９年４月１日現在		同居別居	個人番号(マイナンバー)
児童の世帯員	1	アナン　イチロウ 阿南　一郎	父	(男)女	昭和 62年８月12日	39歳	○○建設（株）	(同居)別居	2222 3333 4444
	2	ハナコ 花子	母	男・(女)	昭和 63年７月31日	38歳	△△スーパー本店	(同居)別居	3333 4444 5555
	3	アイコ 愛子	姉	男・(女)	平成 26年５月６日	12歳	４月～阿南中学校 １年生	(同居)別居	4444 5555 6666 ~~4444 5555 5555~~
	4	タカシ 隆	兄	(男)女	令和 １年９月14日	7歳	４月～富岡小学校 ２年生	(同居)別居	5555 6666 7777
	5	カズオ 一夫	祖父	(男)女	昭和 30年５月５日	71歳	農業（米）	(同居)別居	6666 7777 8888
	6	ヨウコ 洋子	祖母	男・(女)	昭和 29年６月21日	72歳	無職	(同居)別居	7777 8888 9999

書き間違えの修正は、二重線をひき書き直してください。

家庭の状況	ひとり親家庭　(左記以外)	生活保護の適用の有無	有　(無)	
障害者手帳交付の有無	有　(無)	療育手帳交付の有無	(有)　無	
特別児童扶養手当受給の有無	有　(無)	障害基礎年金等受給の有無	(有)　無	

※児童の世帯状況に応じて添付書類が必要な場合があります。

令和８年１月１日の住所	父	(阿南市内)・阿南市外(　　)
	母	(阿南市内)・阿南市外(　　)
令和９年１月１日の住所	父	阿南市内・(阿南市外)（徳島市 万代町 1-1 第5トクシマアパート201号室）
	母	(阿南市内)・阿南市外(　　)

②教育・保育給付認定及び保育の実施を希望する内容

希望期間	令和 ９ 年 ４ 月 １ 日から	☑ 小学校就学前まで ☐ 年　月末日まで
希望施設名	第１希望	富岡 ~~寿~~ (保育所(園))・こどもセンター（理由 家から近いため送迎に便利　）
	第２希望	津乃峰 (保育所(園))・こどもセンター（理由 母の勤め先に近い　）
	第３希望	橘　保育所(園)・~~こどもセンター~~（理由 母の実家に近い　）
希望認定区分	~~☐ 1号認定　☐ 2号認定　☐ 3号認定~~	
希望保育必要量区分	☑保育標準時間　☐保育短時間　※保育短時間に該当する方が保育標準時間を希望することはできません。	

育児休業中で既に保育所等を利用中の児童がいる場合は第３希望まで記入が必要です。

６～７ページ参照

③保育の利用を必要とする理由（下の表の中から保護者の保育の利用を必要とする理由に○をつけてください。）

理由分類	父	母	理由分類	父	母
1-1. 就労（120時間以上/月）	○	○	5. 災害復旧		
1-2. 就労（120時間未満/月）			6. 求職中		
2. 産前産後			7. 就学中		
3. 疾病、障がい			8. DV等		
4. 介護・看護			9. その他（　）		

同世帯に妊娠・出産認定終了により、退所した子がいる場合は、お申し出ください。

市記載欄		確認者の㊞	
	1.申請者　☐ 保護者本人　☐ 代理人(氏名　　) ※委任状必要 2.本人確認　☐ 運転免許証　☐ 個人番号カード　☐ その他（　　） 3.番号確認　☐ 通知カード　☐個人番号カード　☐ 住民票		

５歳児　令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
４歳児　令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
３歳児　令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
２歳児　令和6年4月2日生～令和7年4月1日生
１歳児　令和7年4月2日生～令和8年4月1日生
０歳児　令和8年4月2日生～

保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所一覧表

公立保育所

区分 / 保育所名	定員(人)	所在地	電話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
富岡	106	富岡町トノ町96番地1	22-0136	1～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～12:15	
寿	20	富岡町寿通108番地	22-7734	生後6か月～2歳児		
本庄	20	長生町平久保60番地	22-7744	生後6か月～2歳児		
長生	45	長生町五反地18番地	22-7335	3～5歳児		
大野	45	下大野町小野74番地1	23-1107	生後6か月～3歳児		
明星	84	上中町中原353番地2	22-0784	生後6か月～5歳児		
中野島	40	柳島町八剣74番地	22-5546	生後6か月～5歳児		
横見	40	横見町長岡東50番地1	22-6701	生後6か月～5歳児		
見能方	45	見能林町東野12番地2	22-0089	1～3歳児		
津乃峰	50	津乃峰町長浜387番地	27-0260	1～5歳児		
桑野	70	桑野町中野202番地	26-0102	1～5歳児		
福井	33	福井町高田117番地3	34-2153	生後6か月～5歳児		
羽ノ浦くるみ	98	羽ノ浦町中庄なかれ24番地1	44-2178	1～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～17:30	

※「阿南市教育・保育施設整備実施計画」に基づき、阿南中学校区（富岡地区）では、令和１０年４月の開園を目指して認定こども園の整備を進めております。また、阿南第一中学校区（宝田・長生地区）においても、令和１１年４月の開園を目指し、現在準備を進めています。新しい認定こども園への移行や転園手続きに関する詳細については、順次ご案内させていただきます。

※令和 10 年４月より、見能方保育所の受入れ年齢を拡充し、１歳児から５歳児までの子どもの受入れ体制を整える予定です。

公立認定こども園

区分 / 保育所名	定員(人)	所在地	電話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
★宝田こどもセンター	100	宝田町久保田97番地1	22-8099	1～5歳児	(平)7:30～19:00 (土)7:30～12:15	延長保育事業 地域子育て支援センター事業
★橘こどもセンター	50	橘町久保38番地3	26-8800	生後6か月～5歳児		
★新野こどもセンター	79	新野町片山54番地	36-2241	生後6か月～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～12:15	地域子育て支援センター事業
★今津こどもセンター	120	那賀川町今津浦喜来65番地1	42-0720	生後6か月～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～18:00	
★平島こどもセンター	160	那賀川町苅屋370番地5	21-2002	生後6か月～5歳児		
★岩脇こどもセンター	150	羽ノ浦町岩脇神代地85番地1	44-2278	生後6か月～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～17:30	

私立保育園

区分／保育園名	定員（人）	所在地	電話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
阿南	110	宝田町今市金剛寺35番地1	22-9558	生後6か月～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)7:00～19:00	延長保育事業 地域子育て支援センター事業
お山	60	学原町深田55番地1	23-2001	生後8か月～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)8:00～12:30	延長保育事業 ともだち広場開催事業
阿南ひまわり	70	見能林町堤ノ内5番地1	23-1007	生後6か月～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)8:00～17:00	延長保育事業
あけぼの	40	住吉町北久保56番地	23-1163	生後6か月～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)7:00～17:00	延長保育事業
エクセレントあざみ	30	羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内48番地1	44-2838	生後6か月～3歳児	(平)7:00～18:30 (土)7:30～18:00	延長保育事業
なかがわ	95	那賀川町原261番地	42-1003	生後6か月～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)8:00～17:00	延長保育事業 一時預かり事業 ともだち広場開催事業

私立認定こども園

区分／保育園名	定員（人）	所在地	電話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
★はのうら幼稚園	150	羽ノ浦町宮倉太田40番地3	44-5563	生後11か月～5歳児	(平)7:30～18:00	地域子育て支援センター事業
★エクセレント羽ノ浦こども園	200	羽ノ浦町中庄やたけ1番地1	24-8351	生後6か月～5歳児	(平)7:30～19:30 (土)7:30～19:30	延長保育事業 地域子育て支援センター事業 一時預かり事業

私立小規模保育事業所

区分／保育園名	定員（人）	所在地	電話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
SunnySide保育園	19	富岡町第住町504番地	45-0440	生後6か月～2歳児	(平)7:30～18:30 (土)8:00～17:00	延長保育事業
阿南5starインターナショナル保育園	19	宝田町川原15番地5	45-0042	生後6か月～2歳児	(平)7:30～19:00 (土)7:30～18:30	
SKY保育園	19	羽ノ浦町古庄古野神48番地1	28-6030	生後6か月～2歳児	(平)7:30～18:30 (土)8:00～17:00	

★→認定こども園幼稚園部分あり

公立認定こども園幼稚園部分（短時部とは）

保護者が働いている、いないに関わらず、小学校に就学する前の児童の教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域の子育て家庭を支援するため育児相談等の事業を行います。

【対象年齢】 4～5歳児（利用年度4月1日時点の年齢）

【保育時間】 月曜日～金曜日 8時30分～14時00分（夏・秋・冬・春の長期休暇あり）

※ 私立認定こども園の対象年齢及び保育時間については、各施設にご確認ください。

休園日

1号認定（短時部）	日曜日、土曜日、祝日、振替休日 学年始休業日（4月1日～4月7日） 夏季休業日 （7月21日～8月31日） 秋季休業日 （10月第2月曜日の直前の金曜日から4日間） 冬季休業日 （12月24日～翌年1月6日） 学年末休業日（3月25日～3月31日）
2号認定、3号認定	日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）

特別保育事業

多様化する保育需要に積極的に対応するため、保育所等が地域の育児センター的役割を担うよう、各種の特別保育事業を実施しています。16～17ページの一覧表は、令和９年度に予定されている事業内容です（事業の実施については、一部変更されることがあります）。

・ 一時預かり事業

保育所等に入所していない児童の保護者が、疾病や仕事上の都合等で一時的にその児童の保育ができなくなったとき、保育園において保育を実施する事業です。

【利用申込先】各実施施設

・地域子育て支援センター事業・ともだち広場開催事業

地域の子育て組織活動への支援や育児相談、施設の開放などを実施し、保育所等が育児センターとしての活動を推進する事業です。

認定こども園

認定こども園とは、保護者が働いている、いないにかかわらず、小学校に就学する前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域の子育て家庭を支援するため育児相談等の事業を行います。

類　型	実施施設	制度概要
保育所型	宝田こどもセンター 新野こどもセンター 今津こどもセンター 平島こどもセンター 岩脇こどもセンター 橘こどもセンター	いままでの保育所制度を維持しつつ、４・５歳児クラスに短い時間（基本保育時間８時30分～14時00分）の枠を設定することで、認定こども園として認定された施設です。
幼保連携型	エクセレント羽ノ浦こども園	保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ単一の施設として認定された施設です。 ３から５歳児クラスに短い時間（基本保育時間９時～14時00分）を設定しています。
幼稚園型	はのうら幼稚園	認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設です。 ０から２歳児クラスに保育時間（標準、短）を設定しています。

小規模保育事業

小規模保育事業とは、０～２歳児を対象とした定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業です。地域の実情に応じた多様な保育を提供し、心身ともに健やかな児童を育成することを目的としています。

【実施施設】SunnySide保育園、阿南5starインターナショナル保育園、SKY保育園

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは、保育所等に通っていない乳幼児（0歳6か月から満3歳未満）が、保護者の就労等に関係なく、利用料を支払うことで、月あたり一定時間まで保育所等に通園することができる制度です。

【実施施設】なかがわ保育園（一般型）、はのうら幼稚園（一般型）
Sunny Side保育園（余裕活用型）、SKY保育園（余裕活用型）

よくある質問

⑴ 転入・転出する場合の手続きを教えてください。

転入・転出する場合は入所月の１日時点で住民票のある市区町村にてお手続きが必要となります。詳しくは10・11ページをご覧ください。

⑵ 年度途中に転園したい場合の手続きを教えてください。

年度途中の転園は相当な理由がない限り認められません。どうしても転園を希望する場合は「保育実施解除届出書」をご提出いただいた上で新たに保育を希望する施設への新規申込みをしていただくことになります。申込みについては、入所希望月の前月15日（土日祝の場合は直前の平日）までに入所申込に必要なものを保育所等又はこども保育課にご提出ください。なお、希望する施設へ入所できなかった場合、現在利用中の施設を引き続き利用できなくなりますのでご注意ください。

⑶ 育児休業での認定について詳しく教えてください。

５ページの「育児休業認定要件」に該当する方は認定が可能です。育児休業に係る子どもが１歳の誕生日時点において保育所等への申込みをしているにもかかわらず入所できていない場合に、６か月ごとの育児休業認定延長により、最長２歳の誕生日を含む月末まで育児休業認定を延長することができます。

なお、当初から育児休業を１年以上取得する予定の方も、育児休業に係る子どもが１歳の誕生日時点において入所申込みをしていただく必要があり、その場合は、第１希望から第３希望までご記入していただくことになります。

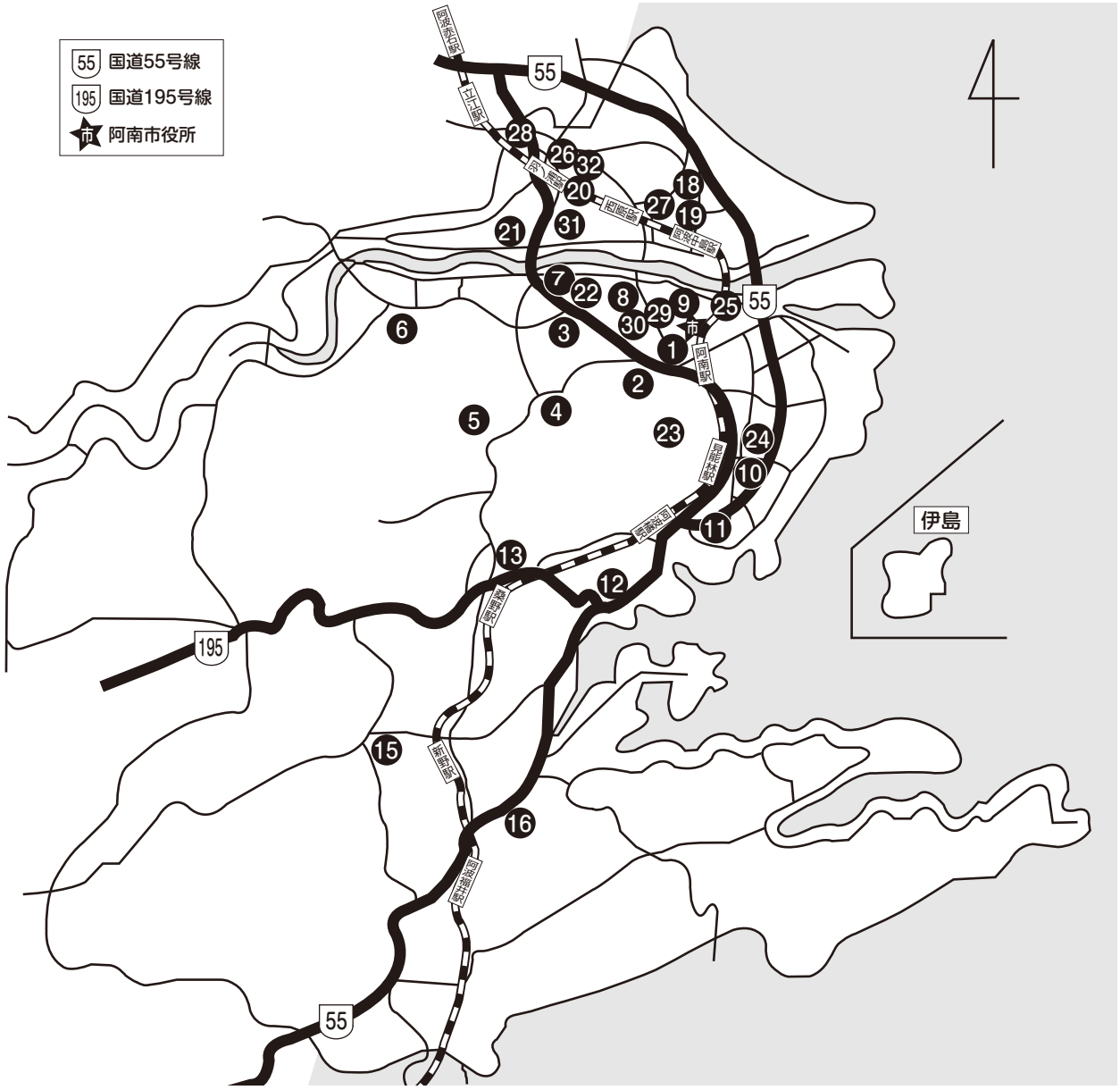
⑷ 待機児童となった場合の手続きについて教えてください。

待機児童となった場合、申込み内容に変更がない場合は同年度内において新たな申込みは不要です。

ただし、翌年度に申込みを希望する場合は、受付期間内に再度申込みをしていただく必要があります。

また、申込み内容を変更したい場合は「保育所等入所変更届」をこども保育課までご提出ください。

保育所等の所在地



❶	富岡保育所	⓬	橘こどもセンター	㉓	お山保育園
❷	寿保育所	⓭	桑野保育所	㉔	阿南ひまわり保育園
❸	宝田こどもセンター	⓮		㉕	あけぼの保育園
❹	本庄保育所	⓯	新野こどもセンター	㉖	エクセレントあざみ保育園
❺	長生保育所	⓰	福井保育所	㉗	なかがわ保育園
❻	大野保育所	⓱		㉘	認定こども園はのうら幼稚園
❼	明星保育所	⓲	今津こどもセンター	㉙	SunnySide 保育園
❽	中野島保育所	⓳	平島こどもセンター	㉚	阿南 5star インターナショナル保育園
❾	横見保育所	⓴	羽ノ浦くるみ保育所	㉛	SKY保育園
❿	見能方保育所	㉑	岩脇こどもセンター	㉜	エクセレント羽ノ浦こども園
⓫	津乃峰保育所	㉒	阿南保育園		

窓口予約用 QR コード
（阿南市の LINE トーク画面に移ります）

保育所等の入所などについての
ご相談は、各保育所等または下記へ

阿南市こども保育課

☎ 22-1593　FAX23-4200
Eメール：hoiku@anan.i-tokushima.jp

阿南市ホームページ　http://www.city.anan.tokushima.jp
阿南市トップ＞子育て・教育＞保育所等入所の申込みについて